

2025 年 3 月 No. 59

<AI Update>

日本の「AI 法」案の概要と実務上のポイント（速報）

弁護士 殿村 桂司

弁護士 小松 諒

1. はじめに

2025 年 2 月 28 日、政府において、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」の法律案（以下「AI 法案」といいます。）が閣議決定され、国会に提出されました¹。AI 法案は、成立すれば日本において初めての AI 制度に関する法律となるものであり、近時の AI を取り巻く状況において非常に重要な位置づけを持つこととなるため国内外から注目を集めています。

AI の研究開発・活用の促進とそれに伴うリスクへの対応を達成するための AI 制度の在り方については、各国において異なるアプローチが検討されています。欧州においては、2024 年 5 月に AI 法 (Artificial Intelligence Act)² が成立し、いわゆるハードローアプローチが採られている一方、日本においては、2024 年 4 月に総務省・経産省から「AI 事業者ガイドライン」が公表されるなど、いわゆるソフトローアプローチが採られてきましたが、同ガイドライン公表後も、法整備の可否を含めた AI 制度の在り方についての議論は継続されてきました。2024 年 8 月からは、内閣府の下に設置された「AI 制度研究会」³において、多数の研究者、事業者等からのヒアリングを含む議論が行われ、2025 年 2 月 4 日に、その結果をまとめた「中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」といいます。）が公表されました⁴。中間とりまとめにおいて、政府による AI を対象とする指針の整備や AI に関する実態の調査・把握を、事業者の活動にもたらす影響等を考慮しつつ、法制度により実施すべきとの提言がなされていたところ、AI 法案は、かかる提言を受けて策定された法律案であり、今国会での成立が目指されています。

政府は、AI 法案を中心に「世界のモデルとなる制度」を構築し、日本が「最も AI を開発・活用しやすい国」となることを目指しています。本ニュースレターでは、AI 法案の概要（下記 2.）と実務上のポイント（下記 3.）について紹介いたします。

2. AI 法案の概要

AI 法案の概要は、国会に提出された概要資料において以下のようにまとめられています。

¹ https://www.cao.go.jp/houan/pdf/217/217anbun_2.pdf

² <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj/eng>

³ AI 制度研究会には、本ニュースレターの執筆者である殿村弁護士が構成員として参加していますが、本ニュースレターの内容のうち意見等に関する部分は執筆者個人の見解を述べるものです。

⁴ https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf

AI 法案の概要

法案の概要	目的	国民生活の向上、国民経済の発展
	基本理念	経済社会及び安全保障上重要 → 研究開発力の保持、国際競争力の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用のため透明性の確保等 国際協力において主導的役割
	AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全閣僚 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
	AI基本計画	研究開発・活用の推進のために政府が実施すべき施策の基本的な方針等
	基本的施策	研究開発の推進、施設等の整備・共用の促進 人材確保 教育振興 国際的な規範策定への参画 適正性のための国際規範に即した指針の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者・国民への指導・助言・情報提供
	責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務 関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない
	附則	見直し規定（必要な場合は所要の措置）

(内閣府資料⁵より抜粋)

AI 法案は、AI の研究開発・活用に関する基本理念や政府における AI に関する基本計画の策定、国による基本的施策の実施とそのため的人工知能戦略本部（以下「AI 戦略本部」といいます。）の設置等を定める内容を中心としており、その多くの条項が国や政府を対象とする基本法的な性質のものとなっています。民間事業者の義務を定める条項は、第 7 条における活用事業者の責務に限られており、その意味では、AI の提供者や利用者に対して様々な義務・遵守事項を課す欧州 AI 法とは異なるアプローチのものといえます。

AI 法案は、4 つの章から構成される全 28 条からなる法律です。以下、章ごとの概要について紹介します。

(1) 第 1 章：総則（第 1 条～第 10 条）

第 1 章「総則」には、目的（第 1 条）、定義（第 2 条）、基本理念（第 3 条）、国の責務（第 4 条）、地方公共団体の責務（第 5 条）、研究開発機関の責務等（第 6 条）、活用事業者の責務（第 7 条）、国民の責務（第 8 条）、連携の強化（第 9 条）、法制上の措置等（第 10 条）が定められています。

目的では、人工知能関連技術（以下「AI 関連技術」といいます。）の研究開発・活用の推進に関する施策について、基本理念と基本計画等を定めるとともに、AI 戦略本部を設置し、AI 関連技術の研究開発・活用推進施策の総合的かつ計画的な推進を図り、国民生活の向上と国民経済の健全な発展に寄与することが AI 法案の目的として挙げられています。

基本理念は、上記の概要に示された項目が挙げられているところ、透明性確保の背景として、AI 関連技術の研究開発・活用が、「犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがある」と指摘されている点が注目されます。

国・地方公共団体や大学等の研究開発機関の責務として、総合的かつ計画的な施策の策定とその実施（国・地方

⁵ https://www.cao.go.jp/houan/pdf/217/217gaiyou_2.pdf

公共団体）や、研究開発成果の普及、人材育成、国・地方公共団体の施策への協力等（研究開発機関）が規定されています。これらに加え、民間事業者である AI 関連技術を活用した製品・サービスの開発又は提供をしようとする者その他の AI 関連技術を事業活動において活用しようとする者（以下「活用事業者」といいます。）と国民の責務も規定されています。

下記 3.において、AI 法案の対象である AI 関連技術の定義（第 2 条）と、民間事業者が名宛人となっている活用事業者の責務（第 7 条）について、より詳しく紹介します。

(2) 第 2 章：基本的施策（第 11 条～第 17 条）

第 2 章「基本的施策」には、研究開発の推進等（第 11 条）、施設及び設備等の整備及び共用の促進（第 12 条）、適正性の確保（第 13 条）、人材の確保等（第 14 条）、教育の振興等（第 15 条）、調査研究等（第 16 条）、国際協力（第 17 条）が定められています。

AI 法案の中心的な内容の 1 つである国による AI に関する実態の調査・把握に関し、第 16 条において、国の調査研究等及びその結果に基づく指導・助言等の措置の権限が定められています。また、第 13 条において、適正性の確保の観点から、国際的な規範に即した指針の整備等が定められています。このほか、第 12 条の「施設及び設備等の整備及び共用の促進」では、データセンターやデータセット等を研究開発機関や活用事業者が広く利用できるよう、整備・共有促進のために必要な措置を講じるとしている点も注目されます。

民間事業者にも影響のある調査研究等（第 16 条）と、国際的な規範に即した指針の整備等（第 13 条）については、下記 3.においてより詳しく紹介します。

(3) 第 3 章：AI 基本計画（第 18 条）

第 3 章では、人工知能基本契約（以下「AI 基本計画」といいます。）について規定されています。政府は、基本理念に則り基本的施策を踏まえて AI 基本計画を定めること、AI 基本計画には、AI 関連技術の研究開発・活用の推進に関する施策についての基本的な方針及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等が定められることとされています。

(4) 第 4 章：AI 戦略本部（第 19 条～第 28 条）

第 4 章では、AI 戦略本部の設置、所掌事務、組織・構成について規定されています。AI 戦略本部は、内閣に設置され、AI 基本計画案の作成・実施等を所管するもので、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び AI 戦略担当大臣を副本部長として、その他の国務大臣を構成員として組織されるものとされています。AI の研究開発・活用に関しては省庁横断的な問題が発生すること多いため、全ての国務大臣が構成員となっていることは、より総合的・実効的な施策を講じていくためには重要であると考えられます。

(5) 附則

附則においては、施行期日（第 1 条）や検討（第 2 条）等が規定されています。AI 法案の施行は、公布日からの施行が想定されており、AI 基本計画と AI 戦略本部に関しては公布日から 3 カ月以内の施行とされています。また、国際動向や社会経済情勢の変化を勘案しつつ、AI 法案の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講じる旨が規定されています。

3. AI 法案の実務上のポイント

上述のとおり AI 法案の多くの条項は国・政府を名宛人とするものであり、以下(2)で紹介する活用事業者の責務を除いて、民間事業者に対して直接の義務を創設するものではなく、また、かかる責務の違反に対する罰則の規定はありません。以上を前提に、以下では特に民間事業者において留意すべき実務上のポイントを紹介します。

(1) 「AI 関連技術」の定義

まず、AI 法案が対象とする AI 関連技術の範囲を確認しておきたいと思います。AI 関連技術は、第 2 条において以下のように定義されています。

(定義)

第二条 この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

すなわち、AI 関連技術には、①「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術」と、②「入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」の 2 つが含まれます。①又は②のいずれかに該当すれば AI 関連技術に該当することとなりますが、諸外国の例に比べるとやや広い規定となっているように思われます。

例えば、欧州 AI 法では、「AI」又は「AI 技術」そのものの定義はありませんが、「AI システム」について以下のとおり定義されています。

Article 3 Definitions

(1) 'AI system' means a machine-based system that is designed to operate with varying levels of autonomy and that may exhibit adaptiveness after deployment, and that, for explicit or implicit objectives, infers, from the input it receives, how to generate outputs such as predictions, content, recommendations, or decisions that can influence physical or virtual environments;

(1) 「AI システム」とは、様々なレベルの自律性で動作するように設計され、導入後に順応性を示す可能性のある、機械ベースのシステムであって、明示的又は暗黙的な目的のために、物理的又は仮想的な環境に影響を与え得る予測、コンテンツ、推奨又は決定等のアウトプットを生成する方法を、受け取ったインプットから推論するものをいう。

(和訳は欧州連合日本政府代表部「EU AI 規則の概要」⁶より抜粋)

AI 法案における AI 関連技術の定義と欧州 AI 法における AI システムの定義を単純に横並びで比較することはできませんが、AI 法案における AI 関連技術の定義は相対的にシンプルな内容となっており、その結果、欧州 AI 法における AI システムでカバーされる AI 技術より広い範囲の AI 技術を対象とする可能性があります。このような定義が採用された背景には、AI 法案が国の基本法としての位置づけであることや、中間とりまとめにおいて指摘されていた規制の技術中立性の原則（「規制はその目的を達成するために、特定の種類の技術の使用を強制したり、優遇したりすべきではない」）も影響しているのではないかと思います。

(2) 活用事業者の責務

AI 法案は、AI 関連技術の研究開発・活用の推進に関する施策の計画及び実施を国や地方公共団体の責務としていますが、その適正な実施を図るためには、研究開発機関、活用事業者、国民の協力も不可欠であることから、これらの当事者に対する責務も定めています（第 6 条～第 8 条）。AI の安全性を向上させるためには、AI ライフサイクル全体を通じた透明性と適正性の確保に対して官民が協調して取り組むことが重要であることは、中間とりまとめにおいても指摘されており、その考え方を反映した規定となっています。このうち、民間事業者が対象となるのは活用事業者の責務を定める第 7 条であり、その内容は以下のとおりです。

(活用事業者の責務)

第七条 人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者（以下「活用事業者」という。）は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

⁶ <https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/100741144.pdf>

活用事業者には、AI 関連技術を活用した製品・サービスの「開発者」「提供者」「利用者」が含まれます。活用事業者の責務の内容としては、①自ら積極的な AI 関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めることと、②国・地方公共団体が実施する施策に協力することが含まれています。これらはいずれも責務規定（法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するもの）として規定されており、違反したとしても罰金等の罰則の対象となることはありません。もっとも、①については「努める」という形で努力義務として定められているのに留まるのに対し、②は「協力しなければならない」とより強い規定となっていることには留意が必要です。国等が実施する施策に協力しない場合は、以下(3)に紹介する国による指導・助言その他の必要な措置の対象となり得るため注意が必要です。

(3) 活用事業者が協力しなければならない国の施策

それでは、活用事業者が協力しなければならない国の施策はどのようなもののでしょうか。AI 法案の第 2 章に規定されている国の基本的施策には、中間とりまとめにおいて示された「イノベーションの促進とリスク対応の両立」と「国際強調」という基本的な考え方が反映されていますが、そのうち、リスク対応の観点、すなわち AI 関連技術の研究開発・活用に関する透明性や適正性の確保の観点から民間事業者にとって重要なものは、国による調査研究等（第 16 条）と、国による指針の整備（第 13 条）です。

① 国による調査研究等

まず、国による調査研究等（第 16 条）の規定は以下のとおりです。

（調査研究等）

第十六条 国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

すなわち、第 16 条は、①国内外の AI 関連技術の研究開発・活用動向に関する情報収集、②不正な目的・不適切な方法による権利侵害事案の分析・対策の検討、③その他の AI 関連技術の研究開発・活用の推進に資する調査研究の権限を規定した上で、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講じる旨を規定しています。

したがって、活用事業者は、第 16 条前段の国による情報収集や調査研究等に対して協力する必要があります。この点に関連して、第 25 条第 2 項が、AI 戦略本部は、所掌事務の遂行に特に必要があると認めるときは、第 1 項に定める関係行政機関等の代表者以外の者に対しても、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができると規定していることには留意が必要です。

第 16 条前段の国による情報収集や調査研究等の施策は、AI 関連技術の研究開発・活用に関する透明性や適正性の確保の観点からなされるものであり、国による情報収集や調査研究等の結果を外部に提供することが望ましい場合は、第 16 条後段により、国による情報の提供がなされることが想定されています。すなわち、活用事業者等による自発的な情報開示が十分ではない場合に、国が積極的に情報収集等をして、その結果を共有することが企図されています。したがって、情報の提供は、活用事業者に対するものだけでなく、広く国民への情報提供も想定されています。事業者としては、国が発信するこれらの情報を踏まえて、AI リスクへの対応を行うことが期待されることになると考えられます。

さらに、第 16 条後段は、情報の提供だけでなく、活用事業者等に対する指導・助言についても規定しており、例えば、不正な目的又は不適切な方法での AI 関連技術の研究開発・活用がなされている場合や、第 7 条の活用事業者の責務（国等が実施する施策への協力）に反する場合には、活用事業者等に対して指導・助言がなされる可能性があります。さらに、事案によっては事業者名の公表を行うことも検討されているとの報道がなされています。なお、第 16 条後段の措置は、「講ずることができる」ではなく「講ずるものとする」という強い規定ぶりになって

いるため、法案成立後の運用次第では、これらの措置が積極的に実施される可能性もあります。

国の求めに応じて活用事業者が提供すべき情報の範囲、当該情報提供が営業秘密の保護やセキュリティ等の観点から望ましくない場合の取扱い、提供した情報の第三者への開示や公表に制限をかけられるか否か、国による指導・助言等の措置の判断基準や内容等については現時点では不明であり、国会での議論や施行後の動向を注視する必要があります。

② 国による指針の整備等（適正性の確保）

次に、第 13 条は、国は、AI 関連技術の研究開発・活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずる旨規定しています。指針の内容は今後公表されることとなりますが、中間とりまとめにおいては、ここでの「国際的な規範」として、広島 AI プロセス等（より具体的には、広島 AI プロセスで合意された「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」⁷）が挙げられており、具体的な内容として、「例えば、不適切な出力を減らすための工夫を AI 開発者等が講じること、AI の概要やリスク等に関する情報を AI 開発者等が開示・共有すること、訓練用データセットの適切な透明性も支援されるべきであること等について検討することが重要である」旨規定されていたため、AI 法案に基づく指針の内容をイメージする上では参考になります。

当該指針は、法的拘束力を有するものではなく、あくまで事業者による自主的な対応を促すものであるため、指針を遵守していないことが常に第 16 条の指導・助言等の対象になるものではないと考えられますが、指針を遵守していないことが、一つの要素として考慮される可能性はあるように思われます。

なお、AI 法案に規定されている指針の整備とは直接は関係がありませんが、中間とりまとめにおいて、政府が AI を調達する際に参考となる AI に特化した政府調達ガイドライン等の整備の重要性が指摘されており、かかるガイドラインが整備された場合には、AI を利用する事業者が何らかの AI システム・サービスを利用する際の参考になる旨規定されているため、かかる AI に特化した政府調達ガイドライン等の整備の動向についても注視する必要があります。

(4) 国外事業者への影響

最後に、国外事業者への AI 法案の適用に関し、AI 法案は、欧州 AI 法のような適用範囲に関する規定はなく、国外事業者への適用を明記しているわけではありませんが、中間とりまとめにおいて、「国外事業者についても、国内事業者と同じく制度の対象とすべき」と指摘されているため⁸、AI 法案における活用事業者は、国外事業者も含むことが想定されているように思われます。この点は、国会での議論等により明確化されることが期待されます。

4. おわりに

AI 法案は、現時点ではあくまで法律案であり、今後の国会での議論を経て変更される可能性があります。しかしながら、AI 法案は、成立した場合には比較的早いタイミングで施行されることが予想されており、現時点でその概要や実務上のポイントを把握しておくことは、有益であると考えられます。AI 法案は基本法的な性質のものであるため、国による調査研究等やそれに対する活用事業者等の協力が上手く機能するかは、今後の運用によるところも大きく、国会での議論や成立後の動向を引き続き注視する必要があります。

なお、AI に関する最近の動向としては、2025 年 2 月 18 日に経済産業省から「AI の利用・開発に関する契約チェックリスト」が公表されています⁹。同チェックリストは、AI 技術の利活用に関する契約を締結するにあたり、AI 利活用の実務になじみのない事業者も含め、実務上用いやすいチェックリストの形で、データの利用範囲や契約上のベネフィットについて十分な検討を行うために必要な基礎的な知識を提供したり、データの不適切な利用等を避けられるよう利用者において契約時にチェックすべきポイントを整理しているため、実務上参考になります。

2025 年 3 月 6 日

⁷ <https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/pdf/document03.pdf>

⁸ 中間とりまとめ p.6

⁹ 同チェックリストの策定には、本ニュースレターの執筆者である殿村弁護士が「AI 利活用に伴う契約時の留意事項検討会」のメンバーとして参加しています。

【関連情報のご案内 ①】

» 特集ページ「AI×法務 –最新の動向を踏まえた AI ガバナンス構築に向けて–」

■ 概要：

生成 AI の急速な発展に伴い、AI の活用が多くの企業において重要課題の 1 つとなっています。AI を取り巻く国内外の法的議論や実務対応も急速に変化をしており、企業において AI の活用を検討するにあたって最新の動向を把握しておくことが必要になります。そういった最新の動向を踏まえた上で、自社における AI の活用戦略を検討し、実行に必要なリスクマネジメント体制（AI ガバナンス）を構築することが重要です。

■ 閲覧方法：以下のリンク先をご覧ください。

[特集ページ「AI×法務 –最新の動向を踏まえた AI ガバナンス構築に向けて–」](#)

» NO&T Technology Law Update テクノロジー法ニュースレター

[＜AI Update＞ AI の学習データ利用について著作権侵害を認めた米国連邦地裁判決—Thomson Reuters v. Ross Intelligence 事件—](#)

[＜AI Update＞ 米国著作権局による AI 生成物の著作権保護に関する報告書の公表](#)

[＜AI Update＞ AI 発明に対する特許付与について判示した知財高裁判決 —知財高判令和 7 年 1 月 30 日—（速報）](#)

[3 学期中に読みたい「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」](#)

[「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（AI 時代の知的財産権検討会）のポイント（上）](#)

[「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（AI 時代の知的財産権検討会）のポイント（中）](#)

[「AI 時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（AI 時代の知的財産権検討会）のポイント（下）](#)

[＜AI Update＞ 「欧州 AI 法」の概要と日本企業の実務対応](#)

[AI の発明者性について判示した東京地裁判決 —東京地判令和 6 年 5 月 16 日—（速報）](#)

[日本の AI ガバナンスの基本となる「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」の概要](#)

【関連情報のご案内 ②】

» Technology & Innovation セミナー「AI スタートアップ」（オンデマンド配信）

第 1 回：事業会社と AI スタートアップとの事業連携

第 2 回：事業会社の AI スタートアップへの出資・M&A

■セミナー概要：

オープンイノベーションの促進のために、事業会社とスタートアップとの連携の重要性がますます意識されるようになっていきます。特に、AI の利活用が進む中、事業会社にとって AI スタートアップとの連携は重要な企業課題の一つといえます。

事業会社と AI スタートアップとの連携においては、知財や独占禁止法の観点のほか、公取委・経産省「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」の存在や、様々な公表資料に留意する必要があるなど、特有のブラクティスについて把握しておく必要があります。また、AI に特有の留意事項や近時の動向にも注意する必要があります。本セミナーシリーズでは、事業連携と出資・M&A という 2 つの観点から、事業会社と AI スタートアップとの連携における法務のポイントを解説します。

■スピーカー：殿村桂司 / 山口敦史 / 小松諒（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

■詳細・視聴方法（受講料：無料）：以下のリンク先をご覧ください。

第 1 回：[事業会社と AI スタートアップとの事業連携](#)第 2 回：[事業会社の AI スタートアップへの出資・M&A](#)

» Technology & Innovation セミナー「最新 AI アップデート」（オンデマンド配信）

第 1 回：AI と著作権～文化庁『AI と著作権に関する考え方について』を踏まえた議論の最前線～

第 2 回：欧州 AI Act ～迫る施行に向けた企業の実務対応～

第 3 回：企業における AI 戦略と AI ガバナンス

第 4 回：生成 AI 利用のための社内ガイドラインの実務 ～著作権、個人情報、秘密情報の理解を踏まえた実務対応～

■セミナー概要：

生成 AI の急速な発展に伴い、AI の活用が多くの企業様において重要課題の 1 つとなっています。AI を取り巻く国内外の法的議論や実務対応も急速に変化をしており、企業において AI の活用を検討するにあたって最新の動向を把握しておくことが必要になります。本セミナーシリーズでは、AI をめぐる様々な法的議論や実務対応の最新動向を紹介します。

■スピーカー：殿村桂司 ほか（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

■詳細・視聴方法（受講料：無料）：以下のリンク先をご覧ください。

第 1 回：[AI と著作権～文化庁「AI と著作権に関する考え方について」を踏まえた議論の最前線～](#)第 2 回：[欧州 AI Act ～迫る施行に向けた企業の実務対応～](#)第 3 回：[企業における AI 戦略と AI ガバナンス](#)第 4 回：[生成 AI 利用のための社内ガイドラインの実務 ～著作権、個人情報、秘密情報の理解を踏まえた実務対応～](#)※本セミナー動画は「[NO&T Legal Lounge](#)」会員限定コンテンツになります。

会員の方はログイン後にご視聴ください。会員でない方は、会員登録完了後にご視聴いただけます。

（視聴推奨環境は[こちら](#)をご確認ください。）

[執筆者]

**殿村 桂司**（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

TMT（Technology, Media and Telecoms）分野を中心に、M&A・戦略的提携、ライセンス・共同開発その他の知財関連取引、テクノロジー関連法務、ベンチャー投資・スタートアップ法務、デジタルメディア・エンタテインメント、ゲーム、テレコム、宇宙、個人情報・データプロテクション、ガバナンス等企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018 年～2019 年 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」検討会作業部会構成員。2024 年～内閣府「AI 制度研究会」構成員、経済産業省「AI 利活用に伴う契約時の留意事項検討会」委員

日本経済新聞社の 2024 年「企業法務税務・弁護士調査」の AI・テック・データ分野にて第 1 位に選出。国際的にも ALB の Asia Super 50 TMT Lawyers 2024 のほか、Chambers Asia-Pacific、Legal 500 Asia Pacific 等の国際的な評価媒体においても日本の TMT 分野等で Band 1 等に選出されている。

**小松 諒**（弁護士）

akira_komatsu@noandt.com

AI・スマートシティ・web3・メタバースなどのテクノロジー関連法務を中心に、ベンチャー投資・スタートアップ法務、メディア/エンタテインメント・スポーツ関連法務、不動産、紛争解決など企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

2018 年 University of Washington School of Law 卒業(LL.M.)。2018 年～2019 年 University of California, Berkeley, School of Law 客員研究員。2019 年～2021 年三井不動産株式会社勤務。2022 年株式会社 Preferred Networks 勤務。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

[編集者]



殿村 桂司（弁護士・パートナー）

keiji_tonomura@noandt.com

企業買収（M&A）取引・知財関連取引を中心に企業法務全般に関するアドバイスを提供している。TMT 業界の案件にも幅広い経験を有しているほか、シェアリング・エコノミー、Fintech、IoT、AI などテクノロジーの発展が生み出す新しい事業分野の案件も数多く取り扱っている。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

（*提携事務所）

NO&T Technology Law Update 〜テクノロジー法ニュースレター〜の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_technology/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-technology@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。